





令和5年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(第1回)事業計画について

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金 「194,755千円」

(内訳：推奨事業メニュー分 110,034千円 低所得世帯支援枠分 84,721千円)


(1) 推奨事業メニュー分 [計4事業：126,804千円]

(単位：千円)

No.	SDGs	事業名	事業の概要	事業費(千円)	担当課
①		令和5年度 原油価格・物価高騰等に直面する小中学生世帯への学校給食費負担軽減事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰による生活への影響を考慮して、小中学校に就学する児童生徒の保護者が負担する給食費相当について、一定期間支援することで、保護者の経済的負担を軽減するもの。 町内外の小中学校へ就学する児童生徒2,630人の給食費4回分を無償化する。 (1)小学生1,717人×給食費5,130円×4回分=35,232,840円 中学生 913人×給食費6,120円×3回分=16,762,680円、913人×給食費4,420円×1回分=4,035,460円 合計56,031千円 (2)学校給食を受けない児童生徒 小学生6人×給食費5,130円×4回分=123,120円 中学生9人×給食費6,120円×3回分=165,240円、9人×給食費4,420円×1回分=39,780円 合計 329千円 (3)区域外就学児童生徒等 小学生34人×給食費相当額20,520円=697,680円 中学生81人×給食費相当額22,780円=1,845,180円 合計 2,543千円 (4)物価高騰による賄材料費一式 15,144千円 (5)消耗品費50千円、(6)通信運搬費(84円×130人×2回)+(84円×39人(勧奨))=26千円、 (7)振込手数料(110円×130件)+(660円×5件)=18千円	74,141	教育総務課
②		令和5年度 エネルギー・物価高騰等に直面する乳幼児保育世帯への給付金事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰による生活への影響を考慮して、乳幼児を保育する世帯の生活を支援するため、給付金を支給する。 0歳児から5歳児までの未就学児がいる世帯へ20千円を支給する。 (1)1,250世帯×20千円=25,000千円、(2)消耗品費一式80千円、(3)印刷製本費一式44千円 (4)通信運搬費(84円×1,250世帯)+(94円×1,250世帯)+(84円×30世帯)=226千円、 (5)振込手数料(110円×1,250世帯)+(660円×30件)=158千円	25,508	子ども家庭課
③		令和5年度 エネルギー・物価高騰等に直面する高校生世帯への給付金事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰による生活への影響を考慮して、高校生世代(H17.4.2~H20.4.1生)の子どもがいる世帯の生活を支援するため、給付金を支給する。 高校生世代(H17.4.2~H20.4.1生)の子どもがいる世帯へ20千円を支給する。 (1)1,000世帯×20千円=20,000千円、(2)消耗品費一式80千円、(3)印刷製本費一式44千円 (4)通信運搬費(84円×1,000世帯)+(94円×1,000世帯)+(84円×30世帯)=181千円、 (5)振込手数料(110円×1,000世帯)+(660円×30件)=130千円	20,435	子ども家庭課
④		令和5年度 エネルギー価格等の高騰に直面する社会生活サポート事業者支援事業	エネルギーや物価高騰の影響を受けている医療機関及び幼児教育・保育事業所の負担を軽減し、地域医療及び幼児教育・保育環境の安定的な運営の支援を行うため、エネルギー等価格高騰分を支援金として支給するもの。 病院・診療所での電気代高騰分として、病院1か月当たり100千円、診療所1か月当たり20千円を6か月分支給する。 私立幼稚園事業者1か月当たり60千円、私立保育所1か月当たり30千円、小規模保育所1か月当たり10千円を6か月分支給するもの。 ・病院100千円×6か月×2病院=1,200千円 診療所20千円×6か月×30診療所(内科17・歯科13)=3,600千円 合計4,800千円 ・幼稚園60千円×6か月×3事業者=1,080千円 ・保育所30千円×6か月×2施設=360千円 小規模保育所10千円×6か月×8施設=480千円 合計1,920千円	6,720	健康推進課・子ども家庭課

(2) 低所得世帯支援枠分 [計1事業 : 110,661千円]

(単位:千円)

No.	SDGs	事業名	事業の概要	事業費(千円)	担当課
⑤		令和5年度 住民税非課税世帯等に対する臨時特別 給付金給付事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰による生活への影響を考慮して、特に家計への影響が大きい低所得世帯(令和5年度住民税非課税世帯等)に対して、1世帯あたり3万円の現金を確認書送付による「プッシュ型」で給付するもの。 (1)給付金3,500世帯×30千円=105,000千円、 (2)消耗品費125千円、(3)印刷製本費281千円、(4)通信運搬費987千円、 (5)口座振込手数料418千円、(6)システム導入委託料2,750千円、(7)封入封緘業務委託料1,100千円	110,661	福祉課